



技能実習制度とは

- 日本の技能・技術または知識の発展途上国への移転を図り、その国の経済発展を担う人を育てる「人づくり」を目的として創設された国際協力のための制度です。
- 技能実習は、技能実習生の母国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものであり、技能実習計画に基づいて行われます。
- 「技能実習1号」として入国し、技能修得の成果が一定水準以上に達していると認められるなどして、「技能実習2号」「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けることにより、最長5年間の技能実習を行うことができます。



技能実習制度



製造業
 とても協力的で業務にも積極的に取り組んでいます

農業
 真面目で熱心でよく働きます

食品加工業
 学習意欲も高く、勉強では日本語の勉強も頑張っています

自動車整備業
 彼らの頑張りにも日本人従業員も刺激を受けています

建設業
 向上心もあるし、勉強熱心です。彼らのおかげで現場も明るくなります

受入企業をのぞいてみる
 技能実習生の声です

技能実習生を歓迎しますね
 皆喜んでますね

人手不足の問題も解消できますね

それは違います!

農業
 耕種農業
 畜産農業
 漁業
 建設
 鉄筋施工
 とび
 左官
 配管 など
食品製造
 加熱性水産加工食品製造業
 非加熱性水産加工食品製造業
 パン製造業
 そう菜製造業 など

繊維・衣服
 婦人子供服製造 など
機械・金属
 鋳造
 機械加工（旋盤）
 金属プレス加工
 電子機器組み立て など
その他
 プラスチック成形
 塗装
 溶接
 自動車整備
 介護 など

技能実習生は例えばこんなことができます

私達のところでも活躍している技能実習生

- 技能実習計画の策定
- 技能実習責任者の選任
- 技能実習指導員の選任
- 生活指導員の選任
- 宿舍の手配
- 生活用品の手配
- 日本人従業員と同等以上の雇用条件
- 各種法令の遵守 (入管法・労基法等)
- 各種帳簿の備え付け (管理簿・日誌等)
- 監理費の支払い

そして技能実習生が企業に受け入れられるためには、企業に求められます。



技能実習はあくまでも技能の移転を目的としたものであり、人手不足解消の手段ではありません。

ここ
だいじ

でも具体的に何をすればいいかわからないから。

受入れ企業の役割は重要なね。

監理団体が定期的に企業を訪ね、受け入れ企業やサポートや技能実習生への指導を行います。

安心して下さい。そのために監理団体があります。

技能実習生の流れはどんな感じ？

分からないければ、監理団体に聞いていけばいいね。

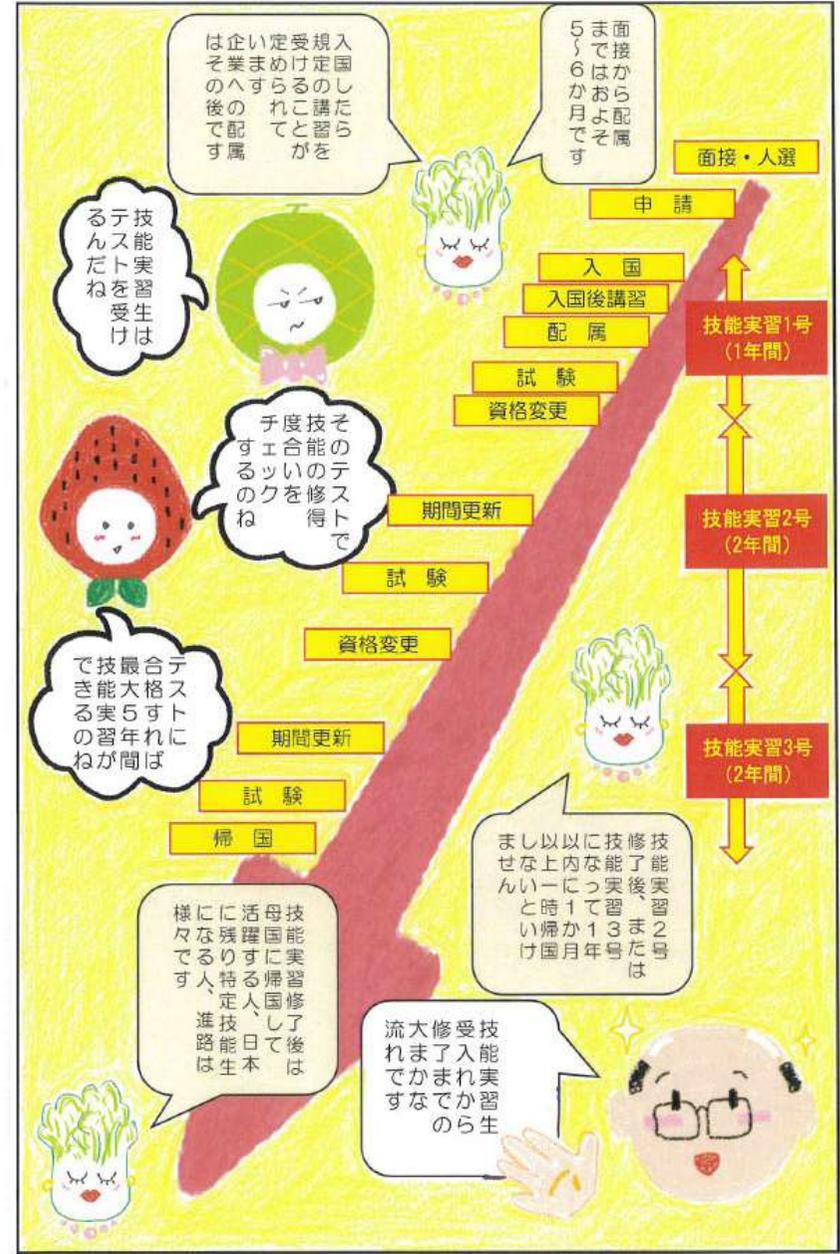
企業も技能実習生も安心だね。

知りたい！！教えてください！！

そして、技能実習生が技能実習に専念できるように、その保護を図る体制が確立された環境で行わなければなりません。

技能実習は、労働力の需要の調整の手段として行われてはいけません。

どうしよう！

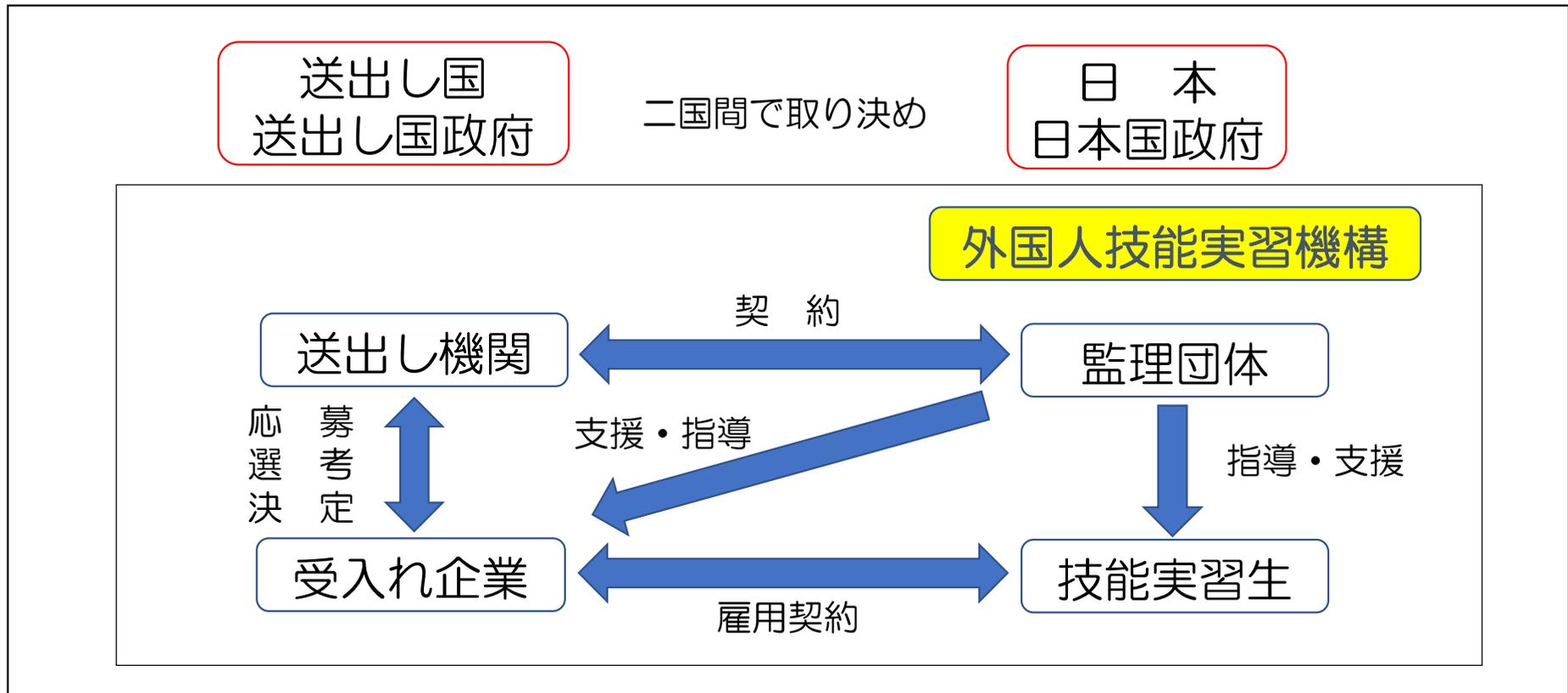


技能実習制度とは

- 日本の技能・技術または知識の開発途上国への移転を図り、その国の経済発展を担う人を育てる「人づくり」を目的として創設された国際協力のための制度です。
- 技能実習制度の趣旨の徹底のため、基本理念として、技能実習法には「技能実習は、労働力の需要の調整の手段として行われてはならない」と明記されています。
- 技能実習は、技能実習生の母国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものであり、技能実習計画に基づいて行われます。技能実習生が技能実習に専念できるように、その保護を図る体制が確立された環境で行われなければなりません。
- 技能実習生は、入国後に講習（日本語教育・法的保護に必要な情報についての講義等）を受講後、受入れ企業と雇用契約の下で実践的な技能等の修得を図ります。
- 「技能実習1号」として入国し、技能修得の成果が一定水準以上に達していると認められるなどして、「技能実習2号」「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けることにより、最長5年間の技能実習を行うことができます。

団体監理型

事業協同組合や商工会等の監理団体が技能実習生を受入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施するもの



受入れ可能基本人数枠

実習実施者の常勤職員数により1年間に受入れられる
技能実習生の人数が決まっています。

実習実施者の 常勤職員数	技能実習生の 受入れ可能人数枠
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上300人以下	15人
101人以上200人以下	10人
51人以上100人以下	6人
41人以上50人以下	5人
31人以上40人以下	4人
30人以下	3人

- 1号技能実習生は常勤職員の総数、
2号技能実習生は常勤職員の総数の2倍、
3号技能実習生は常勤職員の総数の3倍を
超えてはならない。
- 常勤職員数には技能実習生は含まれない。
- 実習実施者が優良要件を満たしている場合、
上記受入れ人数枠の2倍の技能実習生を
受入れることができる。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から
転籍した技能実習生を受入れる場合、
上記の人数枠と別に受入れることが可能。

技能実習生の入国から帰国まで



面接はWEBで行うこともできます

技能実習生の面接・選抜から受入れ企業様への配属までの所要期間は約5~6か月です。

当組合には各国語通訳も常駐しており、サポート体制を整えております。



技能実習生入国

空港への出迎え、役所手続きは当組合が実施いたします。



オリエンテーション

3年間定期的に訪問し、技能実習生の監理・指導、受入れ企業様のサポートを実施いたします。



オンライン授業の様子



入国後講習修了式

技能実習生の生活指導・各種手続きにかかる支援も当組合が実施いたします。



実習実施先での様子



警察による講習